

第1回サステナビリティ情報の保証に関する 専門グループの概要

2025年2月12日開催

2025年2月17日

第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証専門G」という）では、これまでのサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）での議論を踏まえ、**サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方**について議論がされました。

保証専門G事務局からは、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方として、以下が提案されました。

図表1 サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

登録制度 登録要件	➤ 上場会社等監査人と同等の要件 ➤ 上場会社等監査人と同等の業務管理体制
業務制限・義務	➤ 監査法人等と同等の業務制限、義務・責任
保証基準	➤ サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、我が国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする。 ➤ 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する。 ➤ サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする。
倫理・独立性	
検査・監督 自主規制	➤ （後日検討）

出所：金融庁ウェブサイト [第1回保証専門G 資料2 事務局説明資料](#)（2025年2月12日）をもとにトーマツ作成

保証専門Gの設置の経緯

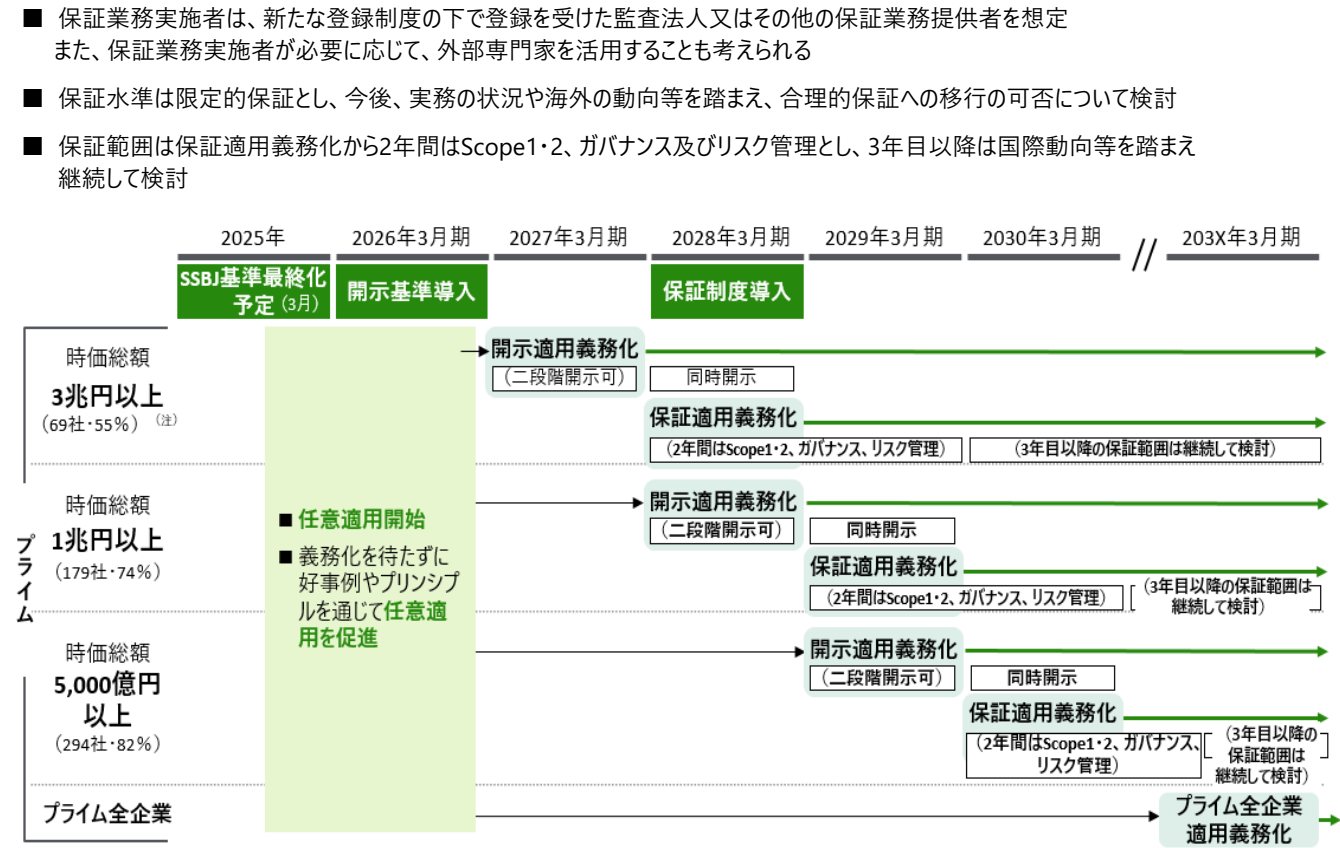
第5回WGにおいて、保証専門Gの設置が決定され、サステナビリティ保証の範囲・水準等や、保証業務の担い手など、大きな方向性に係る事項はWGで検討し、それ以外のサステナビリティ保証に関する事項は保証専門Gで検討することとされました。第5回WGでは、有価証券報告書におけるサステナビリティ保証制度の今後の方向性の前提として、質の高い保証業務の提供が必要であり、そのためには環境整備が必要との考えが示され、環境整備にあたり将来の法改正の検討が必要な事項など具体的な事項については、保証専門Gを新たに設置して議論することがWG事務局より提案され、委員からも賛同を得ました。

これまでのWGで示された方向性

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報は、企業の将来のキャッシュ・フロー等に影響を与えると見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び収益機会に関するものであり、投資を行う上で有用な判断材料となります。投資家からは当該情報の信頼性の確保を望む声があり、日本企業の国際競争力の維持、投資家保護の観点から第三者による保証が必要と考えられます。

サステナビリティ保証制度については、第5回WGにおいて、プライム市場上場企業のうち時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上のそれぞれについて、保証義務化から2年間は保証範囲をScope1・2とガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は、国際動向等を踏まえて継続して検討する案（図表2「サステナビリティ保証制度のロードマップ」参照）がWG事務局より示されています。

図表2 サステナビリティ保証制度のロードマップ



サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

■検討にあたっての考え方

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方の検討にあたり、以下のような考え方が保証専門G事務局から示されています。

- 現在、サステナビリティ情報に対して任意の保証が行われているが、保証対象となるサステナビリティ情報は様々な分野に亘り、また、サステナビリティ情報が記載される書類、保証業務実施者、保証基準も多岐にわたっている。
- 有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報は、投資判断に必要とされる情報であるなどの特性を有していることから、開示されるサステナビリティ情報の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素となる。このため、有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の信頼性確保には、高い規律が必要となる。
- 金融商品取引法に基づく上場会社等監査人においても、このような考え方のもとで高い規律が求められていることから、上場企業等を監査する際に求められる業務管理体制、業務制限、義務・責任等は、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方を検討する上でも参考になると考えられる。

■登録要件（業務管理体制等）

第1回保証専門Gでは、これまでのWGで示された方向性（保証の質を確保するための登録制度を導入、サステナビリティ保証業務を公正かつ確に遂行するに足りる体制整備）、及び検討にあたっての考え方を踏まえて、サステナビリティ保証業務実施者に対して、金融商品取引法に基づく上場会社等監査人に対する規律の在り方と同等の要件を求める以下の案が保証専門G事務局から示されました。

- サステナビリティ保証業務実施者に対して、上場会社等監査人の登録制度と同等の要件（登録拠標要件）を求める
- サステナビリティ保証業務実施者に対して、上場会社等監査人に求められるものと同等の業務管理体制を求める。
特に①サステナビリティ保証業務に関する十分な知識及び経験（※）を有する者を確保することなどの人的体制、
②業務の品質の管理に係る専任部門又は主たる従事者の設置などの業務管理体制を含む
（※）サステナビリティ保証業務に関する十分な知識及び経験とは、
i) 金融庁が認定した機関が主催する研修を受講した者、
ii) 一定期間のサステナビリティ保証業務の経験等
が考えられる

委員からは、事務局の提案した方向性に概ね賛同する意見が示されましたが、個別の論点については様々な意見が示されました。

サステナビリティ保証業務実施者に求められる要件については、財務諸表監査と同じで良いのか、具体的にどのような設計にするのか十分な検討が必要という意見や、実務的な実行可能性を考慮すると日本公認会計士協会が、公認会計士以外の専門家も含めて登録することを認め、その品質管理体制に組み込んでどうかという意見、上場会社等監査人と同等の要件はあくまでも保証業務の範囲に応じて、業務責任の範囲に応じて同等であると認識しており、同等であるべき要件を識別して議論することが重要、という意見など様々な意見が示されました。

また、サステナビリティ保証業務の実施者を公認会計士以外も含む制度（Profession-agnostic）にするか否かについて、制度としてProfession-agnosticを考えるのであれば、公認会計士以外の専門家も参入できるようにすべき、という意見が示される一方で日本のサステナビリティ開示基準の考え方はシングルマテリアリティであり、また財務諸表とのつながりの観点からも財務諸表監査経験のある監査人の役割が重要である、という意見も示されました。

■業務制限、義務・責任

第1回保証専門Gでは、これまでのWGで示された方向性（監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの）、及び検討にあたっての考え方を踏まえて、サステナビリティ保証業務実施者にも、監査法人等と同等の業務制限、義務・責任を課す案が保証専門G事務局から示されました。

委員からは、事務局の提案に賛同する意見が多く示されました。サステナビリティ情報の保証業務では、保証の対象が多岐にわたる特性があり、保証対象の主題も日々変わっているということを十分勘案し、変化にも対応できるような柔軟な、あるいは幅広い保証業務での知見を統合できる制度作りが必要である、という意見や、環境、社会、あるいは財務についても、そういった知識を最低限研修で補う必要があるという意見、研修だけではなく、資格試験についても検討が必要という意見も示されました。

■保証基準、倫理・独立性

第1回保証専門Gでは、これまでのWGで示された方向性（保証基準については、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成、倫理独立性については、監査法人であるかその他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの）、及び検討にあたっての考え方を踏まえて、以下の案が保証専門G事務局から示されました。

- サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、我が国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする
- 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する
- サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする

委員からは、保証基準や保証の倫理・独立性の基準については国際的な整合性が重要であるとして、事務局の提案に賛同する意見が多く示されました。

国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）はグローバルなサステナビリティ保証基準として証券監督者国際機構（IOSCO）の支持を受けている。段階的な適用を前提とすると、グローバルに活躍する企業を対象としている我が国の基準が整合性を図る対象としてはISSA5000が最も適切という意見や、複数の保証基準を認めることは市場の混乱を招く恐れがあるので、ISSA5000のみを参考にするのが良い、という意見が示されました。

また、品質管理基準についても、IAASBが公表した国際的な品質管理に関する基準（ISQM1）若しくはそれと同等の品質マネジメント体制が求められていると理解しており、その運用が良いという意見が示されました。

独立性に関しては、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した国際サステナビリティ倫理・独立性基準（IESSA）と整合した基準を日本でも取り入れる必要があるという意見が示されました。

また、全体として、最近の国際的なサステナビリティ情報の開示・保証を巡る動向・議論^{*1}を踏まえ、日本の制度の検討にあたって国際的な整合性を欠くことのないよう慎重な検討が必要という意見や、国際動向を見ながらではあるが、スケジュールを遅らせることは適切ではなく具体的にどのような時間軸で対応するか段階的な開示スケジュール踏まえて検討が必要であるという意見、ブラグマティックなアプローチを考えていくのが重要ではないかという意見などが示されました。

^{*1} サステナビリティ情報の開示・保証を巡る海外の動向・議論については、第1回保証専門G資料2「事務局説明資料」P.2を参照。

さらに、金融商品取引法上の段階的適用の時期が具体的に示されている会社は、WGでは時価総額5,000億円以上の300社程度とされており、この300社を前提としたときにどのような規制、仕組みを取るのかを考えるのが良いのではないか、という意見も示されました。

以上

参 考 : [金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」\(第1回\)議事次第：金融庁](#)

関連記事 : [第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要 \(その2 保証制度の方向性\)](#)

[第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要 \(その1 サステナビリティ開示基準の導入における論点\)](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツ・グループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・リスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツ・グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツ・グループは、日本で最大級のプロフェッショナル・グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ・グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数に指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束されることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>